

# 目次

## I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	2
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	3
8	総会（委員の全員をもって構成する合議体）	6
9	各部会の調査審議回数	7

## II 情報公開

1	諮問・答申件数	8
2	答申結果の分類	8
3	平均処理期間・審議回数	9
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	9
5	インカメラ	9
6	ヴォーンインデックス	9
7	特徴のある事件	10
8	その他	12

## III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	13
2	答申結果の分類	13
3	平均処理期間・審議回数	14
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	14
5	インカメラ	14
6	ヴォーンインデックス	15
7	特徴のある事件	15

IV 付言の実績	18
----------	----

# 平成24年度の調査審議等の状況

(平成24年4月～平成25年3月)

## I 全体

### 1 諮問・答申件数

平成24年度の諮問件数は840件、答申件数は858件である。

なお、平成13年度から平成24年度までの総諮問件数は9,929件、総答申件数は8,939件であり、平成24年度末時点で審議中の件数は621件である。

#### ○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成24年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	614	605	15
個人情報保護	226	253	3
合計	840	858	18

[平成24年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	691	745	15
独立行政法人等	149	113	3
合計	840	858	18

[平成13年度～平成24年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成24年度末) (a-b-c)
行政機関	8,777	7,968	303	506
独立行政法人等	1,152	971	66	115
合計	9,929	8,939	369	621

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

#### 1-1 中間答申

平成24年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

#### 1-2 取下げ

平成24年度における諮問事件の取下げは、合計で18件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ理由の内訳)

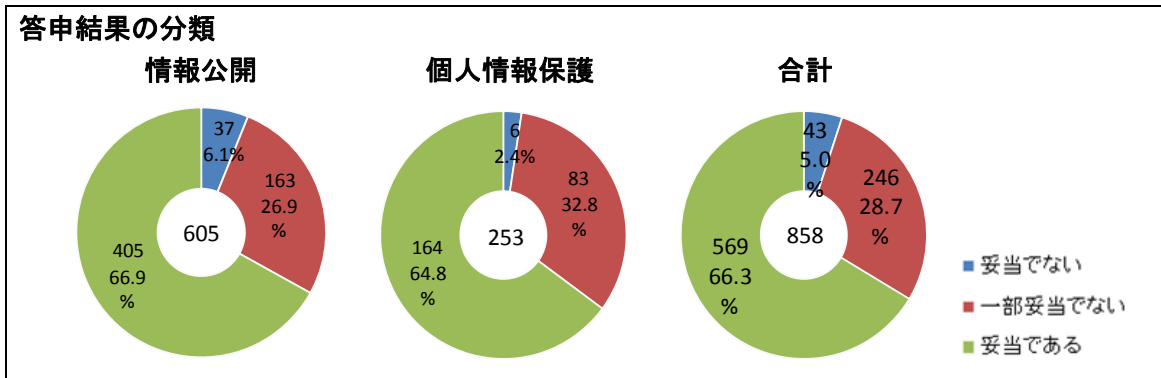
諮問種別		件数	合計
情報公開	行政機関	12	15
	独立行政法人	3	
個人情報保護	行政機関	3	3
	独立行政法人	0	

不服申立人の自主的な取下げ	11件
全部開示	3件
その他	4件

## 2 答申結果の分類

平成24年度に出された答申件数(858件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、289件(33.7%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	37件 (6.1%)	6件 (2.4%)	43件 (5.0%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	163件 (26.9%)	83件 (32.8%)	246件 (28.7%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	405件 (66.9%)	164件 (64.8%)	569件 (66.3%)

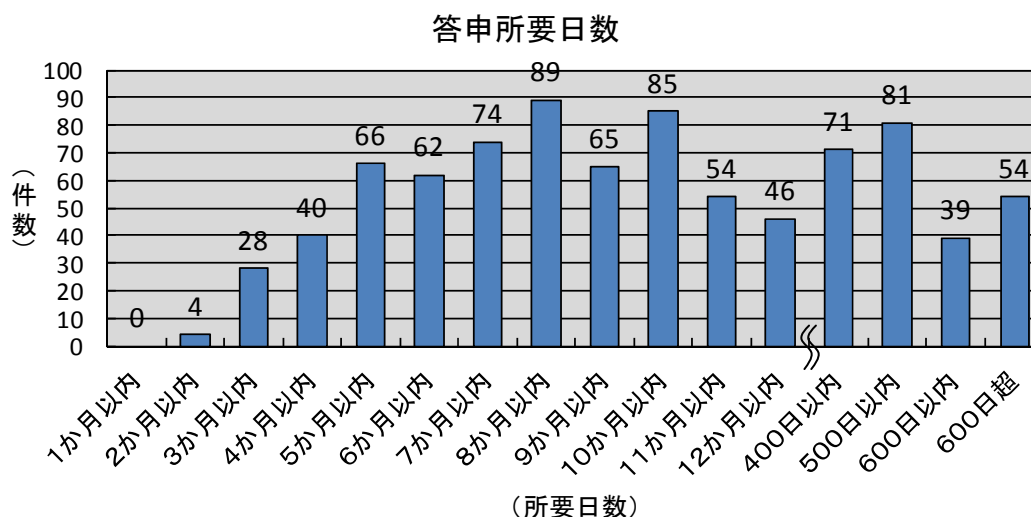


## 3 平均処理期間・審議回数

平成24年度の答申(858件)について、平均処理期間は307.9日、平均審議回数は2.9回であり、最短の事件では41日で処理が終了しており(平成24年度(行個)答申第125号)、最長の事件では1,730日かかっている(平成24年度(行情)答申第342号)。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.4回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は11か月以内に答申を出している。



#### 4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

平成24年度の答申（858件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは1件（不服申立人1件）である。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは28件である。このうち、4件について、設置法12条に基づき指名委員が口頭説明の聴取を行っている。
- (3) 平成24年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものは2件である。  
なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

#### 5 インカメラ

平成24年度の答申（858件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは505件である。

- (注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

#### 6 ヴォーンインデックス

平成24年度の答申（858件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

- (注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

#### 7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、平成24年度の実績は以下のとおりである。

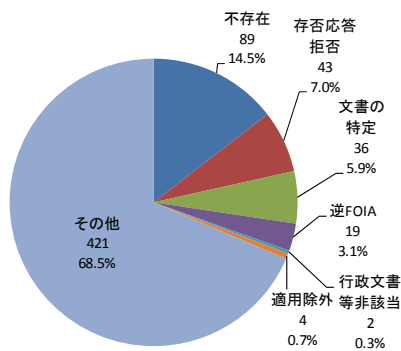
(諮問)

(単位：件)

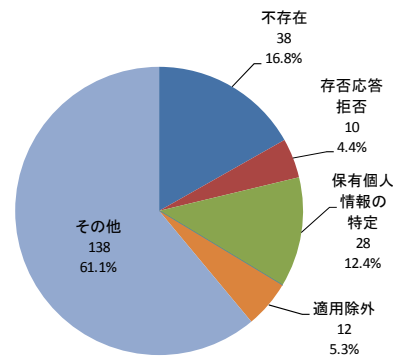
	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	89	38	127
存否応答拒否事件	43	10	53
文書等の特定を争う事件	36	28	64
逆FOIA事件	19	0	19
行政文書等非該当事件	2	0	2
適用除外事件	4	12	16

諮問件数

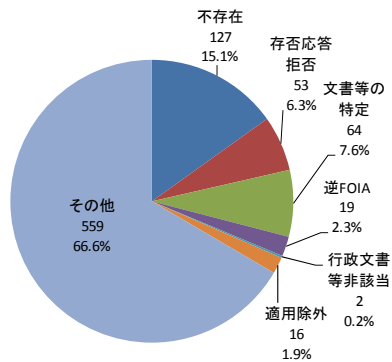
情報公開 (614件)



個人情報保護 (226件)



合計 (840件)



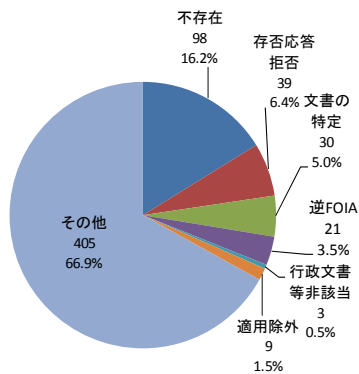
(答申)

(単位：件)

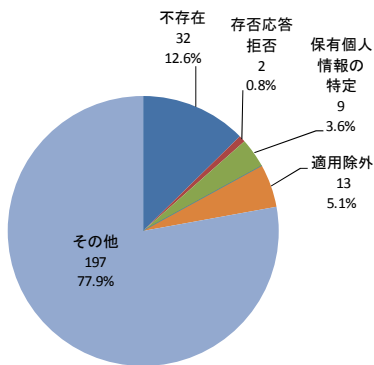
	情報公開	個人情報保護	合計	全部を妥当でないとした答申数 (一部妥当でないとした答申も加えた件数)	
				情報公開	個人情報保護
不存在事件	98	32	130	9 (15)	1 (2)
存否応答拒否事件	39	2	41	5 (7)	0 (0)
文書等の特定を争う事件	30	9	39	5 (7)	0 (1)
逆FOIA事件	21	0	21	0 (0)	0 (0)
行政文書等非該当事件	3	0	3	0 (0)	0 (0)
適用除外事件	9	13	22	1 (1)	0 (1)

答申件数

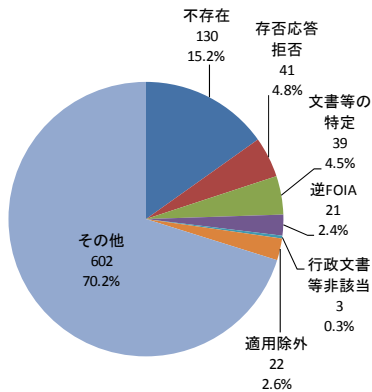
情報公開（605件）



個人情報保護（253件）

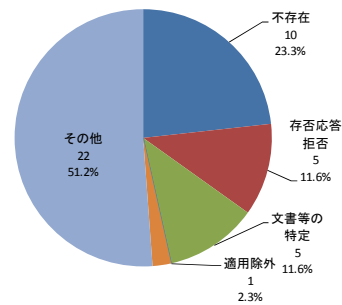


合計（858件）

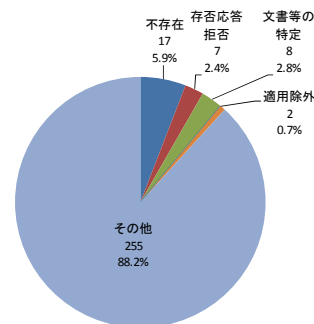


答申結果別の内訳

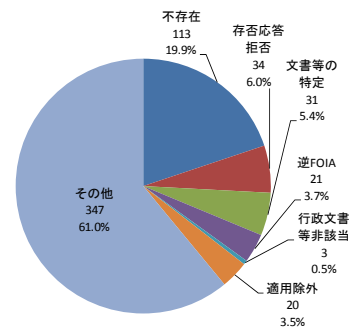
「妥当でない」（43件）



「妥当でない（一部妥当でないも含む）」  
（289件）



「妥当である」（569件）



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成24年度で127件（情報公開89件、個人情報保護38件）の諮問を受け、平成23年度以前の諮問も含め、130件（情報公開98件、個人情報保護32件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は10件あり、情報公開関連が9件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）ある。

（注1） 平成24年度（行情）答申第2号、第50号、第62号、第265号、第345号、第380号、第384号及び第424号並びに平成24年度（独情）答申第4号

（注2） 平成24年度（独個）答申第2号

## 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成24年度に53件（情報公開43件、個人情報保護10件）の諮問を受け、平成23年度以前の諮問も含め、41件（情報公開39件、個人情報保護2件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連が5件（注）である。

（注） 平成24年度（行情）答申第25号、第456号、第457号、第465号及び第509号

## 7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成24年度に64件（情報公開36件、個人情報保護28件）の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、39件（情報公開30件、個人情報保護9件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連が5件（注）である。

（注） 平成24年度（行情）答申第48号、第87号、第382号、第421号及び第427号

## 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成24年度に19件（全て情報公開）の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、21件（全て情報公開）について答申を出している。

## 7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成24年度に2件（全て情報公開）の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、3件（全て情報公開）について答申を出している。

## 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成24年度に16件（情報公開4件、個人情報保護12件）の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、22件（情報公開9件、個人情報保護13件）について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連が1件（注）である。

（注） 平成24年度（行情）答申第385号

## 8 総会（委員の全員をもって構成する合議体）

### 8-1 総会

平成24年度は、情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下、「設置法」という。）6条2項に基づく総会は、開催しなかった。

### 8-2 運営会議

平成24年度には、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した（平成25年2月21日）。

## 9 各部会の調査審議回数



各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	28回
第2部会	32回
第3部会	30回
第4部会	33回
第5部会	33回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情(注1)	独情(注1)
平成13年度	55	—
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591, 600, 601, 713	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

## Ⅱ 情報公開

### 1 諮問・答申件数

平成24年度の諮問件数は614件、答申件数は605件である。

なお、平成13年度から平成24年度までの総諮問件数は8,336件、総答申件数は7,555件であり、平成24年度末時点での審議中の件数は455件である。

#### ○情報公開関連

[平成24年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	541	550	12
独立行政法人等	73	55	3
合計	614	605	15

[平成13年度～平成24年度]

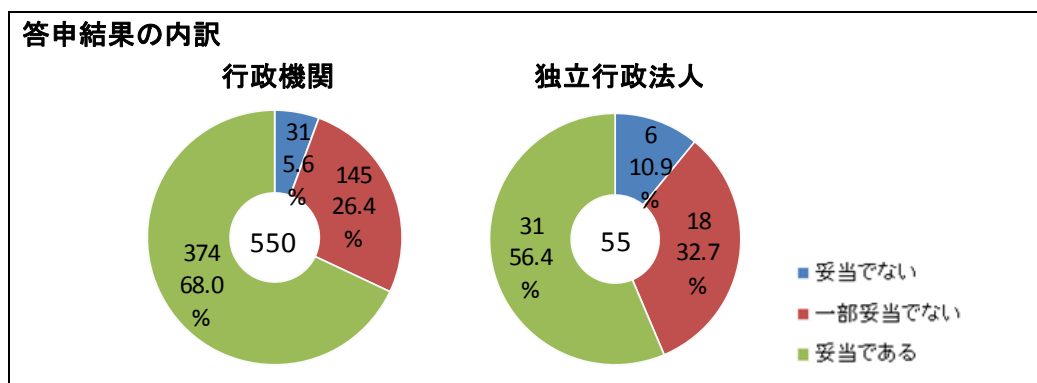
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成24年度末) (a-b-c)
行政機関	7,536	6,864	268	404
独立行政法人等	800	691	58	51
合計	8,336	7,555	326	455

### 2 答申結果の分類

平成24年度に出された答申件数(605件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、200件(33.1%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	37件(6.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	163件(26.9%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	405件(66.9%)

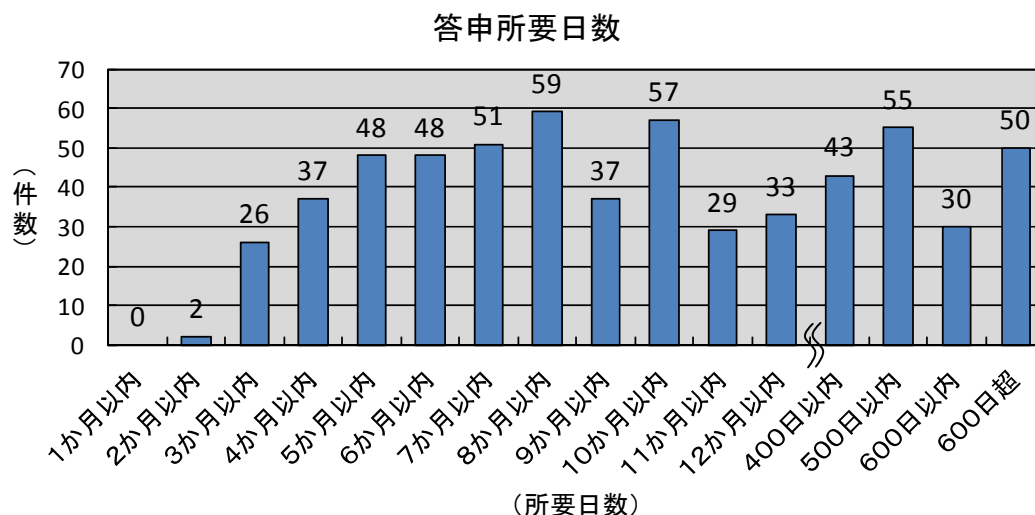


### 3 平均処理期間・審議回数

平成24年度の答申（605件）について、平均処理期間は313.8日、平均審議回数は3.0回であり、最短の事件では47日で処理が終了しており（平成24年度（行情）答申第294号）、最長の事件では1,730日かかっている（平成24年度（行情）答申第342号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.4回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は11か月以内に答申を出している。



### 4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成24年度の答申（605件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは1件（不服申立人1件）である。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは28件である。このうち、4件について、設置法12条に基づき指名委員が口頭説明の聴取を行っている。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものは2件である。

### 5 インカメラ

平成24年度の答申（605件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは361件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

### 6 ヴォーンインデックス

平成24年度の答申（605件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的

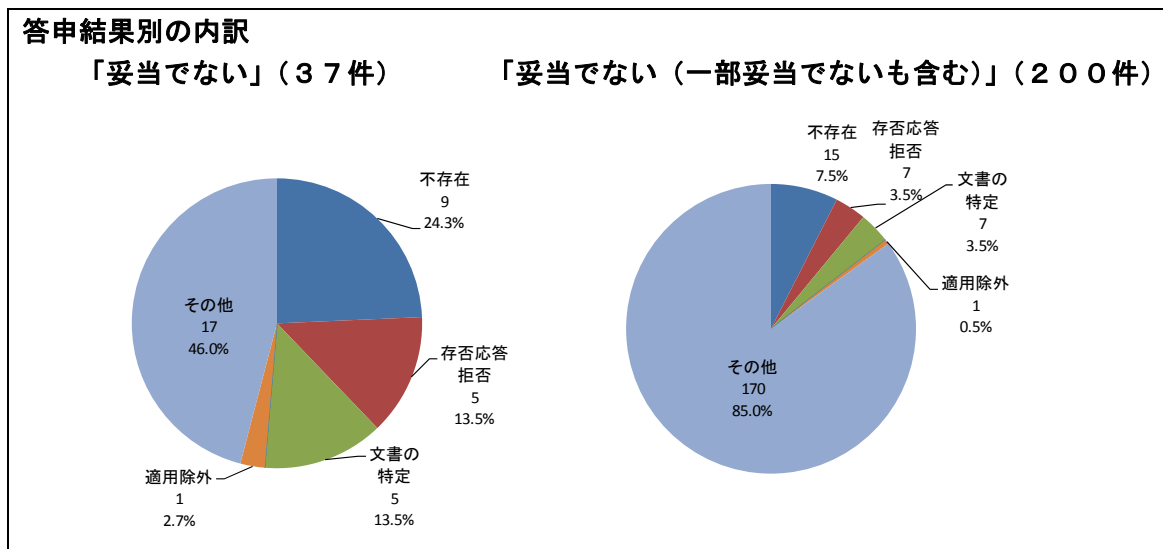
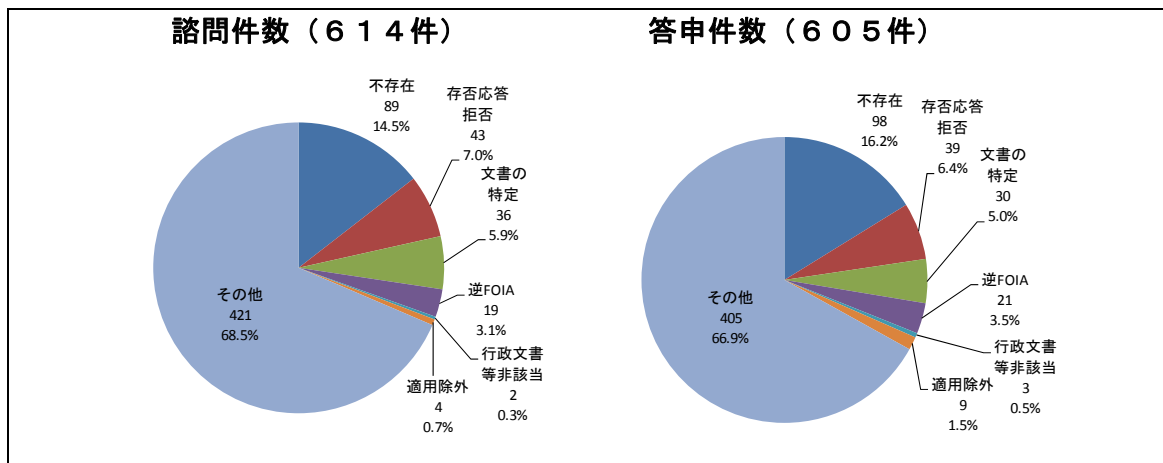
に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

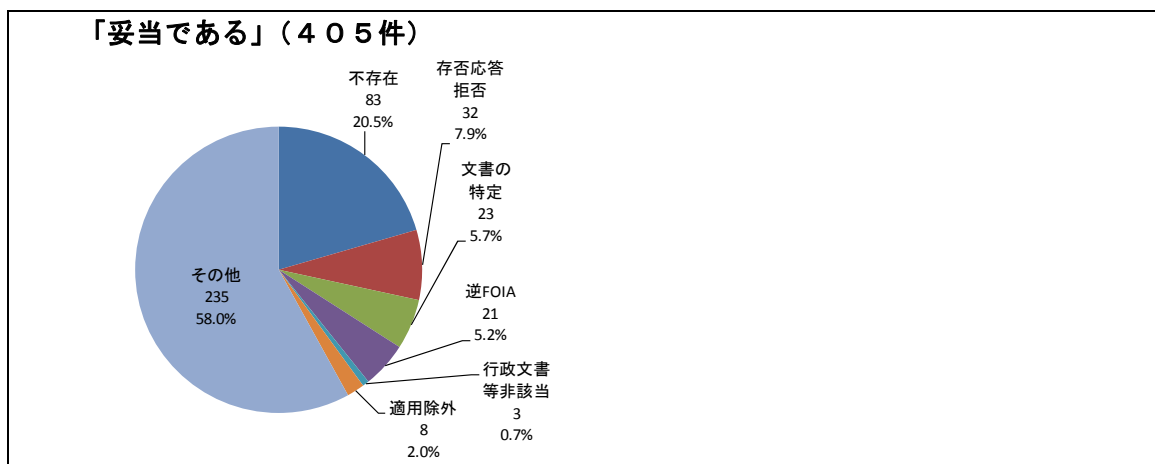
## 7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、平成24年度の状況は以下のとおりである。

(単位：件，%)

区 分	諮 問	答 申	
	件数	件数	全部を妥当でないとした答申数 (一部妥当でないとした答申も加えた件数)
不存在事件	89	98	9 (15)
存否応答拒否事件	43	39	5 (7)
文書の特定を争う事件	36	30	5 (7)
逆FOIA事件	19	21	0 (0)
行政文書等非該当事件	2	3	0 (0)
適用除外事件	4	9	1 (1)





### 7-1 不存在事件

不存在事件については、平成24年度では89件の諮問を受け、平成23年度以前の諮問も含め、98件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は、9件（注）である。

（注）平成24年度（行情）答申第2号、第50号、第62号、第265号、第345号、第380号、第384号及び第424号並びに平成24年度（独情）答申第4号

### 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成24年度に43件の諮問を受け、平成23年度以前の諮問も含め、39件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、5件（注）である。

（注）平成24年度（行情）答申第25号、第456号、第457号、第465号及び第509号

### 7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成24年度に36件の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、30件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、5件（注）である。

（注）平成24年度（行情）答申第48号、第87号、第382号、第421号及び第427号

### 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成24年度に19件の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、21件について答申を出している。

### 7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成24年度に2件の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、3件について答申を出している。

### 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成24年度に4件の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、9件について答申を出している。

この適用除外に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、1件（注）である。

（注） 平成24年度（行情）答申第385号

## 8 その他

答申の「審査会の結論」の欄に、「違法」等と記載されている答申について、平成24年度の状況は以下のとおりである。

### 8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注） 平成24年度（独情）答申第61号

### 8-2 文書の不特定

具体的な対象文書を特定することなく不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は違法であるとして、これを取り消すべきとした答申は、3件（注）である。

（注） 平成24年度（行情）答申第37号、答申第509号（答申第37号関連）及び第536号

### 8-3 その他

原処分は結論と理由とが齟齬するという重大な瑕疵（かし）があり、違法であるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注） 平成24年度（行情）答申第345号

### Ⅲ 個人情報保護

#### 1 諮問・答申件数

平成24年度の諮問件数は226件、答申件数は253件である。

なお、平成17年度から平成24年度までの総諮問件数は1,593件、総答申件数は1,384件であり、平成24年度末時点で審議中の件数は166件である。

#### ○個人情報保護関連

[平成24年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	150	195	3
独立行政法人等	76	58	0
合計	226	253	3

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	144	183	3	67	48	0
訂正請求関連	5	10	0	8	7	0
利用停止請求関連	1	2	0	1	3	0
合計	150	195	3	76	58	0

[平成17年度～平成24年度]

(単位：件)

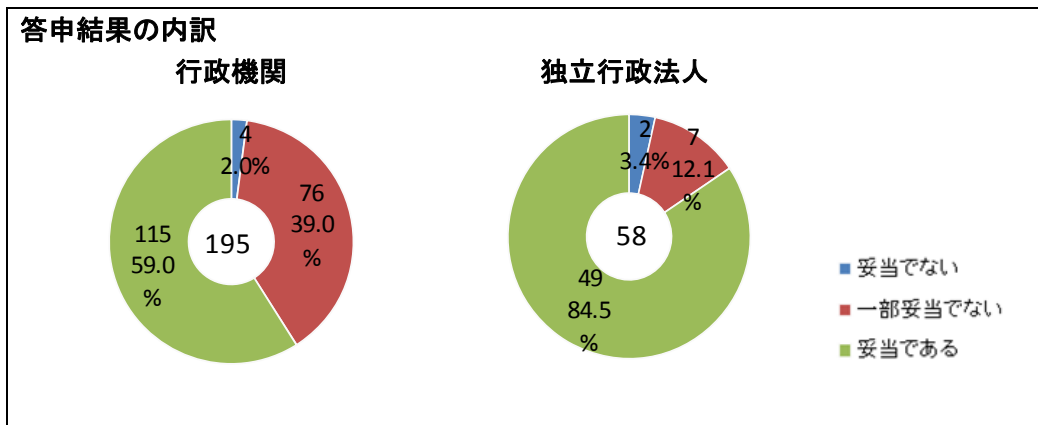
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (平成24年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	1,241	1,104	35	102
独立行政法人等	352	280	8	64
合計	1,593	1,384	43	166

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

#### 2 答申結果の分類

平成24年度に出された答申件数(253件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、89件(35.2%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	6件(2.4%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	83件(32.8%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	164件(64.8%)

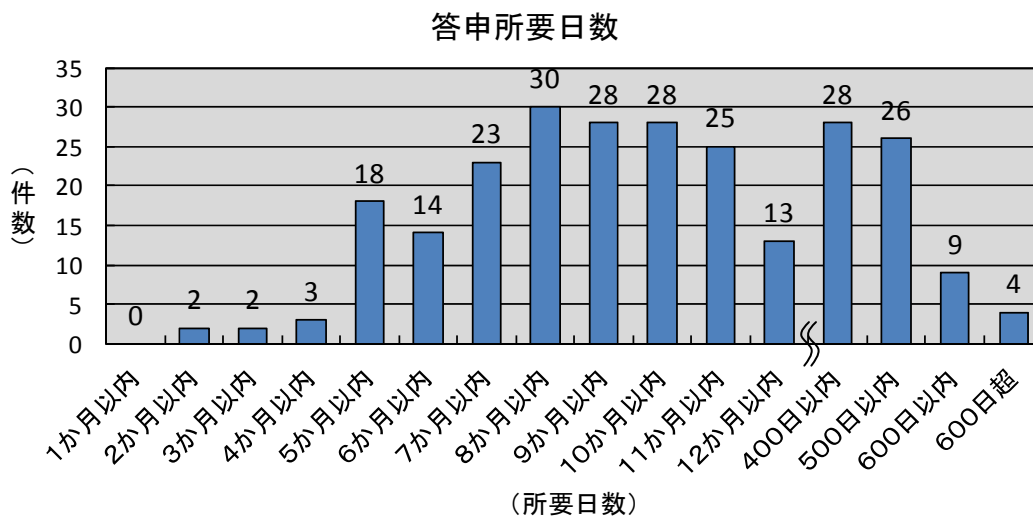


### 3 平均処理期間・審議回数

平成24年度の答申（253件）について、平均処理期間は293.8日、平均審議回数は2.7回であり、最短の事件では41日で処理が終了しており（平成24年度（行個）答申第125号）、最長の事件では895日かかっている（平成24年度（行個）答申第10号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.2回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は11か月以内に答申を出している。



### 4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成24年度の答申（253件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるもの、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるもの、調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものは、いずれも実績がない。

### 5 インカメラ

平成24年度の答申（253件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは144件となっている。



(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

## 6 ヴォーンインデックス

平成24年度の答申(253件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。

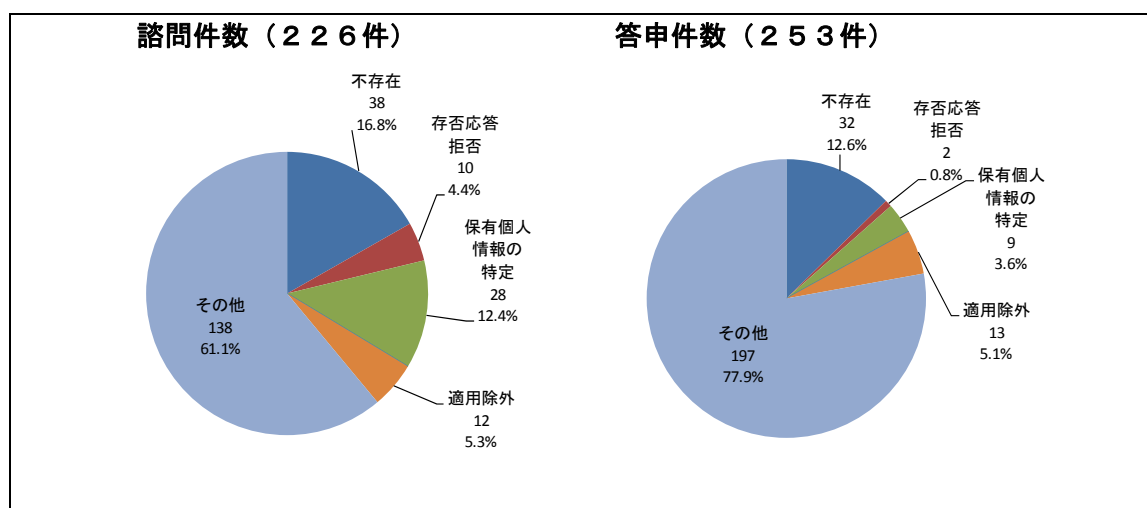
(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

## 7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、平成24年度の様子は以下のとおりである。

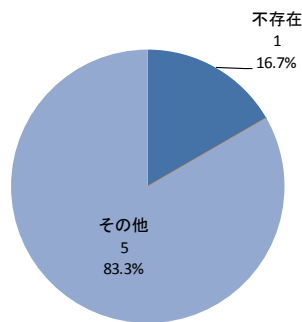
(単位：件，%)

区分	諮問	答申	
	件数	件数	全部を妥当でないとした答申数 (一部妥当でないとした答申も加えた件数)
不存在事件	38	32	1 (2)
存否応答拒否事件	10	2	0 (0)
保有個人情報の特定を争う事件	28	9	0 (1)
逆FOIA事件	0	0	0 (0)
保有個人情報非該当事件	0	0	0 (0)
適用除外事件	12	13	0 (1)

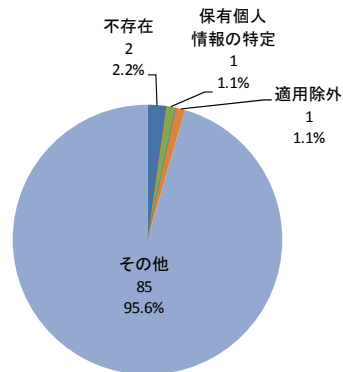


## 答申結果別の内訳

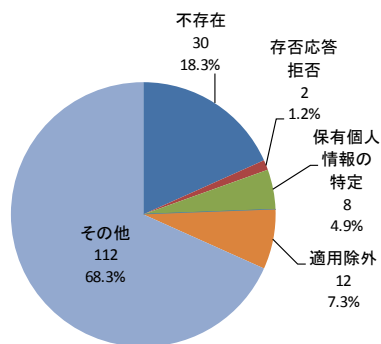
### 「妥当でない」(6件)



### 妥当でない(一部妥当でないも含む)(89件)



### 「妥当である」(164件)



## 7-1 不存在事件

不存在事件については、平成24年度では38件の諮問を受け、平成23年度以前の諮問も含め、32件について答申を出している。

この不存在に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの)は、1件(注)である。

(注) 平成24年度(独個)答申第2号

## 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成24年度に10件の諮問を受け、2件について答申を出している。

## 7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成24年度に28件の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、9件について答申を出している。

## 7-4 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOI

Aに関する事件については、平成24年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

#### 7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成24年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

#### 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成24年度に12件の諮問を受け、平成23年度以前の諮問を含め、13件について答申を出している。

## IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成24年度の答申を整理すると、149件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど12の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（33件）が最も多く、続いて、補正に関する対応に関する付言及び開示決定等の理由の提示に関する付言（それぞれ21件）、情報提供に関する付言及び開示・不開示の判断に関する付言（それぞれ14件）、文書管理に関する付言及び文書等の特定に関する付言（それぞれ13件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

### 1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（33件）

- ・ 本件は、異議申立てから諮問までに約5年9か月という極めて長い期間が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とは言い難く、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（平成24年度（行情）答申第242号）

- ・ 本件は、異議申立てから諮問までに約6年8か月という極めて長い期間が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とは言い難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（平成24年度（行情）答申第469号）

など

### 2) 補正に関する対応について付言したもの（21件）

- ・ 諮問庁から提示を受けた経過文書（求補正書）によれば、処分庁は、上記2回の補正の求めをする際、いずれも開示請求書を返戻していることが認められるが、受付した開示請求書自体を返戻することは、補正を求めるために必要なこととは考え難く（開示請求書の写しを添付すれば足りる。）、また、再送されないおそれや補正部分の分別困難などの問題も生ずることから、求補正に際して、受付した開示請求書自体を返戻することは避けるべきである。

（平成24年度（行情）答申第330号）

- ・ 最終求補正の回答期間は7日間（実質は5日間）であるところ、上記2（2）で判断し

たとおり、第1回求補正以来の経過を踏まえれば、なお相当期間であると言うことはできるが、審査請求人が刑事施設の被収容者であって、通信に一定の制約を受けるという立場にあることを考慮すれば、7日間という補正期間はやや短かいと言わざるを得ない。今後、刑事施設の被収容者に対して再度の補正の機会を与える場合には、それ自体としてより適切な補正期間を定めることが望まれる。

また、補正期間を定めて求補正をした以上、その期間経過前に処分（不開示決定）をすることは一般的には許されないことであって、場合によっては違法として処分の取消事由にもなるから、慎むべきである。

（平成24年度（行情）答申第441号）

など

### 3) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（21件）

- ・ 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「当該請求に係る行政文書を探索した結果、当該行政文書の存在を確認することができなかったことから、不存在につき不開示とします。」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在していないことの要因についても理由として付記することが求められることから、本件対象文書の存在を確認できなかった理由についても付記すべきであった。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであると言わざるを得ず、諮問庁においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきである。

（平成24年度（行情）答申第231号）

- ・ 原処分では、12の不開示理由を挙げているが、それぞれの不開示理由に該当する部分を具体的に特定しておらず、文書単位あるいは頁単位での特定もないため、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、不開示部分の特定が不十分であると言わざるを得ない。

処分庁においては、今後、不開示理由に対応した不開示部分の特定を具体的にを行うことが望まれる。

（平成24年度（行情）答申第276号）

など

### 4) 情報提供について付言したもの（14件）

- ・ 本件開示請求に対する処分庁の対応については、開示請求者（審査請求人）に対して正確な情報が提供されず、結果として、原処分に至るまでに通常よりも長期の期間を要することとなるなど、不適切な点があったことは明らかであると言わざるを得ない。処分庁において、今後は、開示請求の内容を正確に捉え、対象となる文書の有無等についての確に把握し、補正が必要かつ可能な場合であれば、開示請求者に正確な情報を提供するよう

留意されたい。

(平成24年度(行情)答申第171号)

- ・ センターの改訂前のホームページに掲載されていた研究テーマの一覧は、「研究報告書」と題するページに掲載されていたことから、当該ページを閲覧した者に、当該一覧中の全ての研究テーマに研究報告書等の成果物が存在すると誤認させるものであり、「ホームページでの説明を見る限り、本件対象文書が存在すると考えるのが当然である」旨の審査請求人の主張のとおりである。

法24条は、「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」と規定するところ、上記のようなホームページによる情報提供は、同条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであると言わざるを得ず、諮問庁においては、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、今後の対応において留意すべきである。

(平成24年度(行情)答申第485号)

など

#### 5) 開示・不開示の判断について付言したもの(14件)

- ・ 既に言及したとおり、文書2に掲載された事件は、いずれも著名なものであるばかりか、裁判の確定から100年を超えるほどの長期間を経過した事件もあり、裁量的開示を許容する法7条の趣旨に照らしても、これらも一律に裁量によっても開示することができないとすることには、審査請求人の指摘する刑事参考記録の社会共有財産的な性格を考慮すると、にわかに納得し難いものが残る。そこで、諮問庁においても、その裁量権の適切な行使による開示に向けて、その具体的範囲、方法等を更に検討していくことが期待される。

(平成24年度(行情)答申第122号)

- ・ 本件対象文書の全てを全部不開示とする原処分は、不開示部分、不開示理由についての検討が不十分であったことは明らかであり、そのため、かなりの部分を諮問庁自ら開示することとなった。

今後、開示請求がされた場合、その開示・不開示の判断に当たり、法5条の各号に掲げる不開示情報を除き、開示すべきであるという情報公開制度の趣旨に鑑み、適切に判断することが望まれる。

(平成24年度(行情)答申第453号)

など

#### 6) 文書管理について付言したもの(13件)

- ・ 本件に関しては、従来作成し一部開示してきた文書について、突如として作成の必要性がないと判断し、取りやめていると見受けられる点において疑問を感じざるを得ない面があり、諮問庁の説明も不十分と言わざるを得ない。

今後は、作成が義務付けられていない文書であっても、行政の執務遂行上作成すること

が必要あるいは有益な場合もあることを鑑み、その要否も含めて行政文書の作成・管理に適切を期するとともに、従来作成していた文書を作成しないこととするなど、原則を変更した理由について問われた場合には、より丁寧かつ適切な説明を行うなどの対応が望まれる。

(平成24年度(行情)答申第235号)

- ・ 本件において、調査依頼に対応する回答文書が編綴されていない行政文書ファイルである「平成22年度他局調査依頼綴」を、実態とは異なる「平成22年度他局調査依頼・回答綴」とするファイル名で、東京労働局中央労基署の行政文書ファイル管理簿に登載していたことは、国民の誤解を招く不適切な事務処理であり、今後、処分庁においては、公文書等の管理に関する法律の趣旨を踏まえ、文書管理のより一層の適正化を図ることが望まれる。

(平成24年度(行情)答申第421号)

など

## 7) 文書等の特定について付言したもの(13件)

- ・ 本件は、上記1の経緯のとおり、本件対象文書は存在しないとした原処分に対し、諮問庁は、当初、存否応答拒否を主張したものの、その後、本件対象文書は存在するとして、その全部を不開示とする主張に変更したものである。上記3のとおり、結果的には不開示自体は維持されるべきと判断されるものの、実際は存在していた本件対象文書を不存在であったとした原処分は誤りであったことは明白であり、このような誤りが生じた理由についても、審査請求人が指摘するような疑念があるところであって、処分庁は、開示請求に係る文書の特定に当たっては、より適切に対応することが強く望まれる。

(平成24年度(行情)答申第227号)

- ・ 当審査会の答申第440号を引用した諮問庁の取消裁決に従った原処分において、改めて特定して開示すべきとした対象文書の特定が行われなかったことは、甚だ不適切であると言わざるを得ず、今後、処分庁においては、開示請求に対する対象文書の特定に当たっては、法に基づく適切な対応が望まれる。

(平成24年度(行情)答申第400号)

など

## 8) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(11件)

- ・ 開示決定等における開示又は不開示とする保有個人情報の示し方については、開示部分と不開示部分を特定して示すべきところ、本件においては、対象保有個人情報の範囲が明確となっていない状況の下で、開示部分のみを別紙に記載し特定している一方、不開示部分について「別紙に掲げたもの以外のもの」とするだけであり、不開示部分の内容が審査請求人に伝わり難く、不明確な記載となっている。

今後の開示請求への対応においては、対象保有個人情報の不開示部分の示し方について、不明確であるとの指摘を受けることのないよう、適切な対応が望まれる。

(平成24年度(行個)答申第25号)

- ・ 本件開示決定等通知書は、一部開示の「決定」を通知すべきであるところ、標題が「裁決に基づく開示の実施について（通知）」と記載されており、また、通知文中においても「保有個人情報の開示の実施について通知します。」と記載されている。このように、本件開示決定等通知書は、全体として一部開示の「決定」を通知する趣旨であると理解することは可能であるものの、その標題の記載も通知文中の記載も開示の「実施」を通知するものとなっている。

法18条1項は、「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。」と規定している。

このように相手側に処分内容を正確に了知させるという開示決定等通知書の重要性に鑑みれば、同通知書の記載は、一見して明白かつ一義的に処分内容を伝えるものでなければならず、処分庁においては、今後、開示決定等通知書の記載の適正化が望まれる。

（平成24年度（行個）答申第154号）

など

#### 9) 審査会への対応について付言したもの（6件）

- ・ 本件における諮問庁の対応は、法の適用が除外されない行政文書につき、記録されているとする情報が典型的に不開示情報に該当すると主張して、具体的に文書の特定を行わず、かつ、当審査会への行政文書の提示を免れようとした点、法8条による不開示決定（存否応答拒否）をしなかったにもかかわらず、各法人につき保有している文書と保有していない文書を明らかにしようとしなかった点で、いずれも法の理解に重大な問題があると言わざるを得ず、今後は、法の趣旨に則って適切な対応をすることが強く望まれる。

（平成24年度（行情）答申第37号）

- ・ 本件については、当審査会が諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項の規定に基づき、開示決定等に係る行政文書の提示を求め、再三にわたり督促したにもかかわらず、諮問から1年以上経過しても提示されない状態が続き、当審査会における審議に多大な支障を来たしたものである。

諮問庁においては、今後、法の制度趣旨を十分に理解した上で、上記行政文書の提示に当たって、迅速かつ適切な対応が強く望まれる。

（平成24年度（行情）答申第462号）

など

#### 10) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（4件）

- ・ 原処分では、不開示決定した行政文書の名称として、本件開示請求書の文言と同一の記載をしているが、いかなる文書が不開示とされたかが明確になるように、可能な範囲で具体的な文書名等を明示すべきであった。

処分庁においては、今後、情報公開制度に関する事務処理手続の適正化を図ることが望まれる。



### 11) 開示決定の迅速・適正化について付言したもの(2件)

- ・ 本件では、表紙以下合計6枚の行政文書について、平成23年10月13日に開示請求を受理した後、法11条の特例延長を適用し、同年12月20日に表紙部分1枚のみについて全部開示の決定をし、同24年1月31日に残り5枚について全部開示の決定をしたものである。

かかる経過を見る限り、本件が法11条を適用すべき事案であったかは疑問である。(中略)

現在の処理体制で日常的に法11条を適用しなければならないほどの多数ないし大量の請求が継続的にあるのならば、それに対応できるように体制を見直し、整えることも必要であろう。

そのことも含め、諮問庁に対し、法11条の運用の改善のために適切な方策を採るよう要望する。

(平成24年度(行情)答申第365号)

など

### 12) その他(19件)

- ・ 処分庁は、審査請求人から審査請求する旨の連絡を受けたことにより、当初決定を取り消す処分を行い、本件対象文書を特定した上で、この全てを開示する本件決定を行っている。

このような処分庁の対応は、不適切と言わざるを得ず、過去に同様の請求を受けた際に関示した文書と重複する請求を再度受けた場合でも、その都度文書を特定し開示する必要があることから、今後、処分庁においては、手続をより一層、適正、的確に行うことが望まれる。

(平成24年度(行情)答申第195号)

- ・ 処分庁は、原処分に上記2(1)のとおり(下記参照—編者注)重大な瑕疵があることに気付かないまま本件通知書を審査請求人に送付し、本件審査請求を受けて初めて当該瑕疵に気付いたものの、当該瑕疵が通知書の差し替えで治癒されると軽々に判断しており、本件通知書によって行政処分がなされているとの認識が不十分であり、開示決定等通知書の重要性に対する理解も不十分と言わざるを得ない。

また、諮問庁も、理由説明書において、本件通知書に言及せず、不開示通知書を前提とした説明をしており、処分庁と同様、本件通知書によって行政処分がなされているとの認識が不十分であり、開示決定等通知書の重要性に対する理解も不十分と言わざるを得ない。

処分庁、諮問庁においては、今後、法の趣旨を正しく認識し、開示請求及び不服申立てに係る手続の適正化を図ることが強く望まれる。

(参照)

#### 2 原処分の適法性について

- (1) 法9条2項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない

とき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

行政行為は表示行為によって成立するものであり、書面によって表示されたときは書面の作成によって行政行為は成立し、その書面の到達によって行政行為の効力が生ずるものであるところ、本件通知書は、本件対象文書の開示を決定しながら、本件対象文書を保有していないとする不開示理由を付記していることから、開示決定か不開示決定かが判然としない内容となっている。

したがって、原処分には、結論と理由とが齟齬するという重大な瑕疵（かし）があり、違法であるので、取り消すべきである。

（平成24年度（行情）答申第345号）

など

【参考】平成24年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(33件)	平成24年度(行情) 答申第18号 平成24年度(行情) 答申第19号 平成24年度(行情) 答申第22号 平成24年度(行情) 答申第42号 平成24年度(行情) 答申第75号 平成24年度(行情) 答申第85号 平成24年度(行情) 答申第120号 平成24年度(行情) 答申第147号 平成24年度(行情) 答申第175号 平成24年度(行情) 答申第242号 平成24年度(行情) 答申第243号 平成24年度(行情) 答申第253号 平成24年度(行情) 答申第267号 平成24年度(行情) 答申第412号 平成24年度(行情) 答申第461号 平成24年度(行情) 答申第469号 平成24年度(行情) 答申第501号 平成24年度(行情) 答申第502号 平成24年度(行情) 答申第515号 平成24年度(行情) 答申第516号 平成24年度(行情) 答申第520号 平成24年度(行情) 答申第537号 平成24年度(行情) 答申第538号 平成24年度(行情) 答申第542号 平成24年度(行情) 答申第543号 平成24年度(行情) 答申第544号 ----- 平成24年度(行個) 答申第5号 平成24年度(行個) 答申第6号 平成24年度(行個) 答申第7号 平成24年度(行個) 答申第53号 平成24年度(行個) 答申第94号 平成24年度(行個) 答申第95号 平成24年度(独個) 答申第28号
2) 補正に関する対応について付言したもの(21件)	平成24年度(行情) 答申第94号 平成24年度(行情) 答申第127号 平成24年度(行情) 答申第207号 平成24年度(行情) 答申第330号

	<p>平成24年度（行情）答申第331号  平成24年度（行情）答申第441号  平成24年度（行情）答申第442号  平成24年度（行情）答申第460号  平成24年度（行情）答申第482号</p> <hr/> <p>平成24年度（行個）答申第32号  平成24年度（行個）答申第33号  平成24年度（行個）答申第53号  平成24年度（行個）答申第119号  平成24年度（行個）答申第160号  平成24年度（行個）答申第161号  平成24年度（行個）答申第162号  平成24年度（独個）答申第25号  平成24年度（独個）答申第29号  平成24年度（独個）答申第35号  平成24年度（独個）答申第44号  平成24年度（独個）答申第51号</p>
<p>3) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（21件）</p>	<p>平成24年度（行情）答申第98号  平成24年度（行情）答申第120号  平成24年度（行情）答申第125号  平成24年度（行情）答申第135号  平成24年度（行情）答申第231号  平成24年度（行情）答申第276号  平成24年度（行情）答申第279号  平成24年度（行情）答申第345号  平成24年度（行情）答申第348号  平成24年度（行情）答申第349号  平成24年度（行情）答申第352号  平成24年度（行情）答申第353号  平成24年度（行情）答申第391号  平成24年度（行情）答申第429号  平成24年度（行情）答申第449号  平成24年度（行情）答申第469号</p> <hr/> <p>平成24年度（行個）答申第51号  平成24年度（行個）答申第74号  平成24年度（行個）答申第76号  平成24年度（行個）答申第95号  平成24年度（行個）答申第147号</p>

<p>4) 情報提供について付言した もの(14件)</p>	<p>平成24年度(行情) 答申第12号  平成24年度(行情) 答申第19号  平成24年度(行情) 答申第171号  平成24年度(行情) 答申第196号  平成24年度(行情) 答申第266号  平成24年度(行情) 答申第402号  平成24年度(行情) 答申第403号  平成24年度(行情) 答申第485号  平成24年度(行情) 答申第486号  平成24年度(行情) 答申第487号  平成24年度(行情) 答申第488号  平成24年度(行情) 答申第489号  平成24年度(行情) 答申第490号  平成24年度(独情) 答申第8号</p>
<p>5) 開示・不開示の判断につい て付言したもの(14件)</p>	<p>平成24年度(行情) 答申第16号  平成24年度(行情) 答申第79号  平成24年度(行情) 答申第122号  平成24年度(行情) 答申第349号  平成24年度(行情) 答申第361号  平成24年度(行情) 答申第381号  平成24年度(行情) 答申第453号  平成24年度(行情) 答申第454号  平成24年度(行情) 答申第468号  平成24年度(行情) 答申第472号  平成24年度(行情) 答申第520号  -----  平成24年度(行個) 答申第44号  平成24年度(行個) 答申第187号  平成24年度(行個) 答申第193号</p>
<p>6) 文書管理について付言した もの(13件)</p>	<p>平成24年度(行情) 答申第7号  平成24年度(行情) 答申第8号  平成24年度(行情) 答申第9号  平成24年度(行情) 答申第48号  平成24年度(行情) 答申第200号  平成24年度(行情) 答申第235号  平成24年度(行情) 答申第402号  平成24年度(行情) 答申第403号  平成24年度(行情) 答申第404号  平成24年度(行情) 答申第421号  平成24年度(行情) 答申第423号</p>

	平成24年度（行情）答申第438号
	平成24年度（行個）答申第106号
7) 文書等の特定について付言したもの（13件）	平成24年度（行情）答申第7号 平成24年度（行情）答申第8号 平成24年度（行情）答申第9号 平成24年度（行情）答申第37号 平成24年度（行情）答申第63号 平成24年度（行情）答申第195号 平成24年度（行情）答申第227号 平成24年度（行情）答申第400号 平成24年度（独情）答申第24号 平成24年度（独情）答申第27号
	平成24年度（行個）答申第152号 平成24年度（独個）答申第16号 平成24年度（独個）答申第53号
8) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（11件）	平成24年度（行情）答申第296号 平成24年度（行情）答申第297号
	平成24年度（行個）答申第25号 平成24年度（行個）答申第57号 平成24年度（行個）答申第58号 平成24年度（行個）答申第104号 平成24年度（行個）答申第108号 平成24年度（行個）答申第117号 平成24年度（行個）答申第146号 平成24年度（行個）答申第154号 平成24年度（行個）答申第155号
9) 審査会への対応について付言したもの（6件）	平成24年度（行情）答申第37号 平成24年度（行情）答申第120号 平成24年度（行情）答申第242号 平成24年度（行情）答申第243号 平成24年度（行情）答申第412号 平成24年度（行情）答申第462号
10) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（4件）	平成24年度（行情）答申第94号 平成24年度（行情）答申第263号 平成24年度（行情）答申第264号 平成24年度（行情）答申第513号
11) 開示決定の迅速・適正化について付言したもの（2件）	平成24年度（行情）答申第365号 平成24年度（行情）答申第367号

12) その他の付言 (19件)	平成24年度 (行情) 答申第195号
	平成24年度 (行情) 答申第345号
	平成24年度 (行情) 答申第362号
	平成24年度 (行情) 答申第366号
	平成24年度 (行情) 答申第368号
	平成24年度 (行情) 答申第371号
	平成24年度 (行情) 答申第516号
	平成24年度 (独情) 答申第3号
	平成24年度 (行個) 答申第35号
	平成24年度 (行個) 答申第36号
	平成24年度 (行個) 答申第89号
	平成24年度 (行個) 答申第92号
	平成24年度 (行個) 答申第93号
	平成24年度 (行個) 答申第100号
	平成24年度 (独個) 答申第21号
	平成24年度 (独個) 答申第35号
	平成24年度 (独個) 答申第48号
	平成24年度 (独個) 答申第54号
	平成24年度 (独個) 答申第55号

(注) 平成24年度 (行情) 答申第7号ないし第9号, 第19号, 第37号, 第94号, 第120号, 第195号, 第242号, 第243号, 第345号, 第349号, 第402号, 第403号, 第412号, 第469号, 第516号及び第520号, 平成24年度 (行個) 答申第53号及び第95号並びに平成24年度 (独個) 答申第35号においては, 複数の項目にわたって付言している。